

あなたの
くらしに
ピタッと

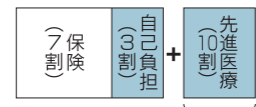
月刊 宇城通信

助成・補助

生殖補助医療
(先進医療)費を補助します



保険適用
となる生殖
補助医療と
併用して実施
される先進医療に対し、
治療費を補助します。



対象費用 令和7年4月1日以降に受けた先進医療の本人負担額
補助額 夫婦1組上限5万円
 ※予算に限りがあるため、予算額に達し次第受け付け終了。

申請期限 令和9年3月31日☑

※申請の際は事前に電話でご予約ください。
 ※条件や必要書類などはホームページをご確認ください。



☎こどもセンター ☎(33)1118 市HP

募集

男女共同参画
推進事業者募集

市では、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者や団体を表彰します。自薦・他薦は問いません。



対象事業者 次のいずれかに該当する市内の事業者

- ・女性の能力活用・職域拡大など職場における男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる
- ・従業員などの仕事と家庭の両立を支援するために取り組んでいる
- ・その他、男女が働きやすい環境づくりに積極的に取り組み、他の模範であるなど

応募方法 市ホームページにある応募用紙に参考資料を添付し、人権啓発課に提出

※資料作成や現地調査などの協力をお願いすることがあります。

募集期限 7月6日☑

※表彰事業者には記念品を贈呈し、広報紙などで紹介します。

☎人権啓発課 ☎(32)1708 市HP

結婚新生活支援事業補助金

対象世帯 次の全てに該当すること

- ・婚姻日時点で夫婦共に39歳以下
- ・婚姻日が令和8年1月1日～令和9年3月31日
- ・夫婦の令和8年度の合計所得が500万円未満
- ・補助金の交付を受けてから2年以上継続して市内に居住する意思がある
- ・ライフデザインなどの支援講座を補助金申請前に受講している
- ・市税などの滞納がない
- ・過去に当補助金(他市町村含む)の受給歴がない



対象費用 婚姻に伴う次のもの

- ・住居費(新居の購入費、新居のリフォーム費、新居の家賃(3カ月分)、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ・新居への引っ越し費用

補助額

- ①夫婦共に29歳以下 上限60万円
- ②①以外の夫婦 上限30万円

※予算に限りがあるため、予算額に達し次第受け付け終了。
 ※申請の際は事前に電話でご予約ください。



☎こどもセンター ☎33-1118 市HP

海上保安庁職員募集

■海上保安学校

第1次試験日 9月27日☑

受験資格

- ①令和8年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない人、および令和9年3月までに卒業見込みの人
- ②人事院が①と同等の資格があると認める人

申込期間 ※インターネット受付

7月10日(金)～7月23日(木)

■海上保安大学校

第1次試験日 10月24日(土)、10月25日(日)☑

受験資格

- ①令和8年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない人、および令和9年3月までに卒業見込みの人
- ②人事院が①と同等の資格があると認める人



☎第十管区海上保安本部総務部 人事課 ☎(096)(250)08000

市営住宅の入居者を募集します

☎都市整備課 ☎32-1694

受付期限 6月19日(金) ※平日のみ

申込方法 市営住宅抽選申込書を都市整備課または支所窓口へ提出
 (申込書は都市整備課窓口・各支所窓口で配布またはホームページでダウンロード可)

選定方法 抽選(7月上旬に実施予定)



市HP

場所	名称	間取り	階数	募集戸数	建設年度
不知火	御領団地	3LDK	2階建て	1	H4
	御領第1復興住宅	2LDK	2階	1	H30
松橋	上の原団地		1階	1	H9
			2階	1	H11
			3階	1	H11
小川	小野部田復興住宅	2LDK	1階	1	R1
		3LDK	1階	1	R1
豊野	キャッスル響原団地	2LDK	1階	2	H19
			2階	1	H19

※キャッスル響原団地は、子育て支援住宅のため12歳以下の子どもと現に同居していること。

※ペットの飼育はできません。

※入居時に連帯保証人と敷金が必要です。

※最新の募集状況に関してはホームページで確認できます。

文化芸術団体を応援！
伝統文化継承補助金

対象 市内の文化芸術団体
対象事業 伝統文化の保存継承や育成を目的に継続的な活動を行う事業

補助額 対象経費額の2分の1(上限7万円)

申請期限 6月30日☑

☎文化スポーツ課 ☎(32)1954



児童手当の現況届の提出が必要な場合があります

現況届の提出は、原則不要ですが、児童の養育状況が変わった場合は、現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な場合

- ・離婚協議中で配偶者と別居している
- ・配偶者からの暴力などで、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している
- ・支給要件児童の戸籍・住民票がない
- ・市から提出の案内があった

☎子ども未来課 ☎(32)1404

